三重県産業廃棄物実態調査報告書

(平成20年度実績)

平成22年3月

三重県

目 次

第1	章 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節		
第2節		
1	調査対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	調査対象廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	調査対象業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	調査対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	発生量及び処理状況の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3節	う 調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・···	9
1	調査方法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	標本調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	0
第4節	5 調査結果の利用上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
1	産業廃棄物の種類の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
2	建設業の地域区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
3	単位と数値に関する処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
4	農業、鉱業の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
第5節	あ 標本抽出・回収結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1·	4
第2	章 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	6
第1節	5 結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	6
第2節	5 排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1′	7
1	種類別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
2	業種別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	8
3	地域別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19	9
第3節	5 処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2:	2
1	発生から処理・処分までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	2
2	自己中間処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
3	委託処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20	6
4	最終処分状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
5	再生利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	8

第4節	i 種	類別	の調	暫	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•29
1	建設	業 •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•29
2	製造	業 •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•31
3	電気	• 水	道業	ۥ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•33
4	運輸	業・ <u>:</u>	通信	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•35
5	卸·	小売	業・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•		•		•	•		•	•	•	•37
6	サー	ビス	業・	•	•				•	•		•	•		•		•	•	•				•				•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•39
7	医療	業•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•41
第3	章	産業	廃	棄物	勿	発	生	量	等	(T))出	車	交	•			•	•	•						•	•					•		•							•43
第1節	i 前	回調:	査結	果	الح	の <u>}</u>	北輔	姣	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•43
1	発生	· 排	出出	沈	の.	比輔	姣	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•43
2	処理	状況	の比	黛較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•44
第2節	i 排	出状	況の)将:	来.	見ì	入 <i>。</i>	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•45
第4																																								
第1節	i農	業・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•47
第2節	i鉱	業・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•47
第3節	i 農	業、第	鉱業	をを	含	め7	た糸	総 <u>3</u>	発/	生	量	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•48
第5	章	産業	廃	棄物	勿(こ	對	す	る	意	謂	說	周	査	(T)	紀	归	艮	(}	非	出	事	業	者	文	计拿	象)	ı			•		•							•49
第1節		查概																																						
第2節		識調																																						
第3節	i 意	識調	查回]答	の;	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•50
第6																																								
第1節		查概																																						
第2節		識調																																						
第3節	i意	識調	查回]答	Ø);	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•91

巻末参考資料

「産業廃棄物実態調査」調査票

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

本調査は、平成20年度における県内の産業廃棄物の発生及び処理状況の実態を調査し、状況把握 と将来予測を行い、廃棄物の適正処理の確保を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

第2節 調査に関する基本的事項

1. 調查対象期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)及び 同法施行令に定める産業廃棄物とし、以下に示す。

なお、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、()内に示す細区分で調査した。 表1-2-1 調査対象廃棄物

	調査対象廃棄物 () 内は細区分
産業廃棄物	 ・燃え殻 ・汚泥 (有機性汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、下水汚泥) ・廃油 (一般廃油、植物性油脂、廃溶剤、固形油、油でい) ・廃酸 ・廃アルカリ ・廃プラスチック類 (廃プラスチック、廃タイヤ) ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・動・植物性残さ ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず [以下「ガラスくず等」と略す] ・鉱さい ・がれき類 (コンクリート片、廃アスファルト、その他) ・ばいじん ・動物のふん尿 ・その他産業廃棄物
産業廃棄物	 ・廃油(揮発性油、灯油類、軽油類) ・廃酸(pHが2.0以下のもの) ・廃アルカリ(pHが12.5以上のもの) ・感染性廃棄物 ・特定有害産業廃棄物(廃石綿、廃石綿以外)

また、有償物、廃棄物等については下記に示す取り扱いを行った。

- (1) 法令上廃棄物とならないものも、今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、廃棄物処理法施行令での指定業種の事業所から発生したもののみを調査の対象とした(廃棄物処理法施行令 第2条による)。産業廃棄物と指定業種の関係を表1-2-2に示す。
- (3) 平成19年9月7日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する 政令」により変更があり、平成20年4月1日からは、現在、事業系一般廃棄物となっている木く ずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物流通のために使用したパレット(パレット への貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くず」が産業廃棄物と して追加されることになりましたが、平成21年3月31日までは経過措置が設けられていること、 前回調査(平成16年度実績)との比較ができないことなどの理由により、今回の調査対象から は除外した。

	X1 2 2 生未用未物 C 用从未怪 V 因
産業廃棄物	指定業種
	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限
	る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用し
紙くず	て印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、
	製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだ
	ものに限る。
	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限
木くず	る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業
	及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。
	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限
繊維くず	る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く) に係るもの及びPCB
	が染み込んだものに限る。
割は悪性はそ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した
動植物性残さ	動物又は植物に係る固形状の不要物

表1-2-2 産業廃棄物と指定業種の関係

- (4) 酸性又はアルカリ性を呈する排水であって、これを公共水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥を発生量とした。
- (5)自社で廃棄物を焼却処理した後に発生した燃え殻は、焼却処理前の廃棄物量を発生量とした。
- (6) 含油排水であって、これを自社で油水分離しているものについては、油水分離後に生じた廃油(浮上物)と汚泥(沈でん物)とに分けて、各々を発生量とした。
- (7)混合廃棄物等の表1-2-1調査対象廃棄物の区分が困難なものについては、その他の産業廃棄物として集計した。

3. 調査対象業種

調査対象業種は、日本標準産業分類(「平成19年11月改訂」総務省)での分類が最新となるが、 前回調査と比較参照するため、本調査では日本標準産業分類(「平成14年3月改訂」総務省)に 記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表1-2-3に示す業種とした。

なお、本報告書では、業種名称を表1-2-3に示す略称で記述する。

表1-2-3 調査対象業種(新旧比較)

日本標準産業分類	日本標準産業分類	I
(平成19年3月改訂)	(平成14年3月改訂)	略称
農業	農業	農業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	鉱業
建設業	建設業	建設業
製造業	製造業	製造業
食料品製造業	食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	繊維
	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
家具・装備品製造業	家具・装備品製造業	家具
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連産業	印刷・同関連産業	印刷
化学工業	化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属製品製造業	金属
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	一般機械器具製造業	一般機器
はん用機械器具製造業		
生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業		
<u> 素傍川機械番具製垣業</u> 電子部品・デバイス・ <u>電子回路</u> 製造業		
電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	情報機器
旧书是自该队研究表是未	電子部品・デバイス製造業	電子部品
輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送機器
11112/10/04/04 11 7 32/2/10	精密機械器具製造業	精密機器
その他の製造業	その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業
電気業	電気業	電気業
ガス業	ガス業	ガス業
上水道業	上水道業	上水道業
下水道業	下水道業	下水道業
運輸業	運輸業	
鉄道業	鉄道業	/EŦV 뉴 /조 는 뉴
道路旅客運送業	道路旅客運送業	運輸業・通信業
道路貨物運送業 情報通信業	道路貨物運送業 情報通信業	1
卸売・小売業	開報通信業 卸売・小売業	卸・小売業
各種商品卸売業	各種商品卸売業	卸売業
各種商品小売業	各種商品小売業	小売業
自動車小売業	自動車小売業	1724
燃料小売業	燃料小売業	
不動産業、物品賃貸業	不動産業	不動産業
サービス業	サービス業	サービス業
写真業	写真業	写真業
洗濯業	洗濯業	洗濯業
自動車整備業	自動車整備業	自動車整備業
学術・開発研究機関	学術・開発研究機関	学術・開発研究機関
飲食店、宿泊業	飲食店、宿泊業	飲食店、宿泊業
医療・福祉	医療・福祉	医療業
医療業	医療業	

注)下線部の産業分類名が改訂箇所